

青森県報

第百五十号

令和二年
四月二十七日
(月曜日)

目次

告 示

- 青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条第二項及び第四項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額の一部改正… (人事課) … 一
- 青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項の知事が定める金額の一部改正 (同) … 二
- 家畜伝染病の発生… (畜産課) … 二
- 国土調査の指定… (農村整備課) … 二
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定… (建築住宅課) … 三
- 公 告
- 農用地利用配分計画の認可… (構造政策課) … 三
- 公安委員会
- 警備員指導教育責任者講習 (新規取得講習) の実施… (生活安全課) … 八
- 警備員指導教育責任者講習 (追加取得講習) の実施… (同) … 九
- 労働委員会
- あつせん員候補者の氏名等… (事務局) … 一〇

告

示

青森県告示第三百七十号

平成四年四月二十七日青森県告示第三百八号 (青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条第二項及び第四項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額) の一部を次のように改正する。

令和二年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、九八一円	一三、三四二円
二十歳以上二十五歳未満	五、五四三円	一三、三四二円
二十五歳以上三十歳未満	六、〇五一円	一四、一五七円
三十歳以上三十五歳未満	六、四七五円	一七、一〇四円
三十五歳以上四十歳未満	六、七八三円	一九、三三〇円
四十歳以上四十五歳未満	七、〇三一円	二一、二三五円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇八六円	二三、二六六円
五十歳以上五十五歳未満	六、九九五円	二五、五〇三円
五十五歳以上六十歳未満	六、五四三円	二五、五一五円
六十歳以上六十五歳未満	五、三一五円	二〇、五一一円
六十五歳以上七十歳未満	三、九七〇円	一四、九八〇円

七十歳以上

三、九七〇円

一三、三四二円

附 則

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
- 2 改正後の表の規定は、この告示の施行の日の属する月の翌月以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同月前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

青森県告示第三百七十一号

平成八年五月十五日青森県告示第三百四十五号（青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項の知事が定める金額）の一部を次のように改正する。

令和二年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

表常時介護を要する状態の項中「十六万五千五百五十円」を「十六万六千九百五十円」に、「七万七千九百九十円」を「七万二千九百九十円」に改め、表随時介護を要する状態の項中「八万二千五百八十円」を「八万三千四百八十円」に、「三万五千四百円」を「三万六千五百円」に改める。

附 則

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
- 2 改正後の表の規定は、令和二年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

青森県告示第三百七十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示す

る。

令和二年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨーネ病	牛	患者	一	十和田市	令和二年四月二十七日

青森県告示第三百七十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条第三項の規定により、令和二年四月二十日次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第五項の規定により公示する。

令和二年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

調査を行う者の名称	調査地	調査期間
青森市	中佃一丁目の一部、中佃二丁目の一部	令和二年四月十七日から令和三年三月三十一日まで
平川市	大字新屋町字村元の一部、字道ノ下の一部、字上野田の一部、字松下一部、字上野田の一部、字北鶉野の一部、字松居の一部、字中佐渡字前田の一部、字上石田の一部	令和二年四月十七日から令和三年九月三十日まで
南部町	大字福田字一ノ馬場、字大犬久保、字大森越、字山野沢、字鷹待場、字堀切、字築久保	令和二年四月十七日から令和三年三月三十一日まで

青森県告示第三百七十四号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第四十条の規定により、次のとおり住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第四十一条第一項の規定により公示する。

令和二年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

住宅確保要配慮者居住支援法人	支 援 業 務 を 行 う 所 在 地	指 定 年 月 日
名 称	住 所	
社会福祉法人青森県社会福祉協議会	青森市中央三丁目二〇の三〇	令和二年四月二十五日
	○青森市中央三丁目二〇の三	

公 告

農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を令和二年四月二十七日認可したので、同条第一七項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告する。

令和二年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

賃借権の設定等を受ける者	氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける土地
工藤 美智磨	青森市	青森市大字後潟字平野一〇四の一ほか三筆	青森市浪岡大字吉野田字蟹沢一五六の三筆
福士 明宏	青森市	青森市	青森市浪岡大字吉野田字蟹沢一五六の一ほか一筆
福士 明宏	青森市	青森市	青森市浪岡大字吉野田字吉野九九三

千葉 眞一	青森市	青森市大字駒込字前田一九の一ほか一筆
川村 輝美	青森市	青森市大字八ツ役字上林三二〇
佐藤 茂	青森市	青森市大字細越字常盤四一〇
坂本 晃次	青森市	青森市大字六枚橋字不浪知六二の三ほか二筆
葛西 誠也	青森市	青森市浪岡大字郷山前字永井一七七ほか一筆
株式会社福井農園	平川市	青森市浪岡大字女鹿沢字稲本二五一の一ほか一筆
林 久利	青森市	青森市浪岡大字吉内字富田八〇の一ほか六筆
工藤 透	青森市	青森市浪岡大字樽沢字新里九〇
新潟 博	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字小湊字家ノ下五〇ほか四筆
田中 聡	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字小湊字家ノ下一三〇の一ほか四筆
田中 優	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字松野木字深山八五の一ほか二筆
倉本 義憲	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字薬師野字川添一〇四
株式会社エムケイ商事	弘前市	弘前市大字小沢字蟹沢二七
株式会社エムケイ商事	弘前市	弘前市大字小沢字蟹沢二九の一
株式会社エムケイ商事	弘前市	弘前市大字土堂字早川三三五
株式会社エムケイ商事	弘前市	弘前市大字元薬師堂二七一
株式会社エムケイ商事	弘前市	弘前市大字国吉字目屋川三二のうちほか一筆

株式会社エムケイ 商事	株式会社エムケイ 商事	株式会社エムケイ 商事	株式会社エムケイ 商事	株式会社エムケイ 商事	株式会社エムケイ 商事	株式会社エムケイ 商事	株式会社エムケイ 商事	株式会社エムケイ 商事	株式会社エムケイ 商事	株式会社エムケイ 商事	株式会社エムケイ 商事	株式会社エムケイ 商事	株式会社エムケイ 商事	株式会社エムケイ 商事	株式会社エムケイ 商事	
弘前市	弘前市	弘前市	弘前市	弘前市	弘前市	弘前市	弘前市	弘前市	弘前市	弘前市	弘前市	弘前市	弘前市	弘前市	弘前市	
弘前市大字黒滝字一ノ川瀬二四の一	弘前市大字葛原字大柳三三九	弘前市大字五代字沼田一〇八の一	弘前市大字八幡字平塚五〇の二	弘前市大字一町田字沢田七〇六ほか一筆	弘前市大字一町田字浅井四〇三ほか二筆	弘前市大字一町田字石田四九五	弘前市大字一町田字石田三九一のほか二筆	弘前市大字一町田字富岡二〇五	弘前市大字一町田字富岡一九九ほか一筆	弘前市大字一町田字富岡一九七ほか一筆	弘前市大字鳥井野字宮本二四一のほか一筆	弘前市大字龍ノ口字桜田三一二のうちほか一筆	弘前市大字龍ノ口字桜田二八三ほか三筆	弘前市大字元薬師堂三七五の一ほか二筆	弘前市大字元薬師堂三七四の一	弘前市大字中別所字別所森五九の一ほか一筆

農事組合法人中央 地区農作業受託組 合	株式会社オヤマ・ アグリサービス															
弘前市	弘前市															
弘前市大字福村字下川原一三の五ほか六筆	弘前市大字福村字堀合三の二	弘前市大字福村字堀合五の一ほか二筆	弘前市大字福村字堀合二八の三のうちほか九筆	弘前市大字新里字下樋田三七の一ほか一筆	弘前市大字新里字上樋田一七の一	弘前市大字新里字上樋田五九の九	弘前市大字新里字東里見三二の二ほか二筆	弘前市大字新里字中樋田九六ほか一筆	弘前市大字新里字中樋田一〇三の六	弘前市大字新里字上樋田二〇〇の一ほか四筆	弘前市大字清野袋一丁目六の一ほか二筆	弘前市大字悪戸字鳴瀬一九四				

株式会社黄金崎農場	農事組合法人弘前東部地区営農組合	農事組合法人弘前東部地区営農組合	農事組合法人弘前東部地区営農組合	農事組合法人弘前東部地区営農組合	棟方 倫輝	成田 和男	中田 泰徳	有限会社ゆめりん	農事組合法人中央地区農作業受託組	農事組合法人中央地区農作業受託組	農事組合法人中央地区農作業受託組	農事組合法人中央地区農作業受託組	農事組合法人中央地区農作業受託組	農事組合法人中央地区農作業受託組
つがる市	弘前市	弘前市	弘前市	弘前市	弘前市	弘前市	弘前市	弘前市	弘前市	弘前市	弘前市	弘前市	弘前市	弘前市
弘前市大字十腰内字猿沢一五二の一ほか二〇二筆	弘前市大字薬師堂字菟橋六八ほか二筆	弘前市大字乳井字菰屋敷七一	弘前市大字薬師堂字石田一二五	弘前市大字乳井字石田一五九の一ほか一筆	弘前市大字乳井字大面田九一の一ほか一筆	弘前市大字悪戸字後沢四八の一二〇ほか三筆	弘前市大字国吉字村元二二〇の一ほか一筆	弘前市大字小沢字山崎四四の五	弘前市大字清野袋字岡部五四のうち	弘前市大字清野袋字岡部五七九ほか二筆	弘前市大字撫牛子四丁目六の二のうちほか一筆	弘前市大字清野袋四丁目九の五	弘前市大字清野袋字川田三八四ほか五筆	弘前市大字境関字富岳七〇

合同会社 梵珠ファーム	有限会社 豊心ファーム	有限会社 豊心ファーム	菊池 勲	菊池 勲	石岡農産株式会社	石岡農産株式会社	成田 靖幸	農事組合法人嘉瀬生産組合	工藤 雅徳	八木澤 寿	横山 哲英	横山 哲英	横山 哲英	横山 哲英	小野 龍治	後藤 秀憲
五所川原市	五所川原市	五所川原市	五所川原市	五所川原市	五所川原市	五所川原市	五所川原市	五所川原市	南津軽郡田舎館村	南津軽郡田舎館村	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町	平川市	黒石市
五所川原市大字原子字種元八六の一のうち	五所川原市大字金山字松ヶ枝七四ほか一筆	五所川原市大字太刀打字早蕨九六の一ほか十一筆	五所川原市大字稲実字開野七七の一ほか一筆	五所川原市大字水野尾字唐松一七〇ほか七筆	五所川原市大字神山字叢走二六七ほか一筆	五所川原市大字豊成字田子ノ浦二六二の一ほか三筆	五所川原市大字持子沢字隠川五二〇の三	五所川原市金木町嘉瀬駒留六四七の一ほか一筆	南津軽郡田舎館村大字東光寺字安田三一のうち	南津軽郡田舎館村大字垂柳字前田一四ほか五筆	南津軽郡藤崎町大字水木字稲村九二の二	南津軽郡藤崎町大字水木字稲村八六	南津軽郡藤崎町大字水木字稲村九二の一	南津軽郡藤崎町大字水木字稲元一四六	平川市高木岡部六二の一	黒石市大字浅瀬石字広田四五八の一

株式会社黄金崎農場	株式会社黄金崎農場	株式会社黄金崎農場	株式会社黄金崎農場	株式会社黄金崎農場	株式会社黄金崎農場	株式会社黄金崎農場	株式会社黄金崎農場	株式会社黄金崎農場	株式会社黄金崎農場	山内 祐世	三上 純逸	菊池 勲	阿部 康一郎	株式会社小野農場	合同会社梵珠ファーム	合同会社梵珠ファーム
つがる市	つがる市	つがる市	つがる市	つがる市	つがる市	つがる市	つがる市	つがる市	つがる市	平川市	つがる市	五所川原市	五所川原市	五所川原市	五所川原市	五所川原市
西津軽郡深浦町大字横磯字葉野木平九八の四四	西津軽郡深浦町大字正道尻字大野平四五五ほか六筆	西津軽郡深浦町大字風合瀬字大磯五四二ほか四筆	西津軽郡深浦町大字正道尻字大野平六一二ほか一筆	西津軽郡深浦町大字風合瀬字砂子川二二五の一	西津軽郡深浦町大字正道尻字大野平五七八	西津軽郡深浦町大字沢辺字山科三二二八	西津軽郡深浦町大字風合瀬字大磯五四三ほか二筆	西津軽郡深浦町大字横磯字葉野木平九八の二七	西津軽郡深浦町大字舳作字鍋石二六九ほか一筆	北津軽郡板柳町大字横沢字東岡部二九九のうち	つがる市稲垣町沼館掛橋一七三ほか一筆	五所川原市大字稲実字開野三三二二	五所川原市大字原子字紅葉一七四の五六	五所川原市大字一野坪字馬繫二九一の二ほか二筆	五所川原市大字羽野木沢字実吉四二七の一	五所川原市大字羽野木沢字実吉二七九ほか一筆

石久保 斉	有限会社ナチュラルファーム	株式会社サウザンドリーフ	株式会社サウザンドリーフ	株式会社サウザンドリーフ	平館 賢和	平館 賢和	平館 賢和	平館 賢和	平館 賢和	平館 賢和	佐々木 正徳	小野寺 昭吾	小野寺 昭吾	安田 隆	有限会社農生園	株式会社秋庭ファーム	株式会社秋庭ファーム
上北郡六ヶ所村	上北郡おいらせ町	三沢市	三沢市	三沢市	十和田市	十和田市	十和田市	十和田市	十和田市	十和田市	十和田市	北津軽郡鶴田町	北津軽郡鶴田町	北津軽郡鶴田町	北津軽郡鶴田町	北津軽郡鶴田町	北津軽郡鶴田町
三沢市大字三沢字庭構三七七六の五九ほか八筆	三沢市大字三沢字淋代平二四四七ほか三筆	三沢市大字三沢字淋代平一四五五ほか五筆	三沢市大字三沢字淋代平二八五八ほか二筆	三沢市大字三沢字庭構七四七の一ほか十六筆	十和田市大字藤島字藤島一の三	十和田市大字藤島字小山八	十和田市大字藤島字柳原一七七ほか一筆	十和田市大字藤島字小山一七	十和田市大字藤島字蒼前川原一一	十和田市大字洞内字後野一九三の四	北津軽郡鶴田町大字山道字忍田七六の一ほか七筆	北津軽郡鶴田町大字山道字小泉二九一のほか一筆	北津軽郡鶴田町大字横范字松倉一四九のほか一筆	北津軽郡鶴田町大字廻堰字亀甲七九の一ほか八筆	北津軽郡鶴田町大字木筒字上柳川三七のほか四筆	北津軽郡鶴田町大字木筒字上掛橋六二の一	

吹越 邦夫	成田 学	長嶺 勉	町屋 常男	西野 勇夫	株式会社サウザン ドリーフ	木村 長一	木村 長一	石久保 斉	木村 長一	馬場 均	鳥谷部 房吉	株式会社サウザン ドリーフ	藤嶋 信悦	藤嶋 信悦	株式会社サウザン ドリーフ	石久保 斉
上北郡東北町	上北郡六戸町	上北郡六戸町	上北郡七戸町	上北郡七戸町	三沢市	上北郡六ヶ所村	上北郡六ヶ所村	上北郡六ヶ所村	上北郡六ヶ所村	三沢市	三沢市	三沢市	上北郡六ヶ所村	上北郡六ヶ所村	三沢市	上北郡六ヶ所村
上北郡東北町字往来ノ上二三一の二ほか一筆	上北郡六戸町大字柳町字百役一〇九ほか一筆	上北郡六戸町大字上吉田字上川原一八六ほか三筆	上北郡七戸町字道ノ下七〇の二二ほか一筆	上北郡七戸町字橋ノ上八二の一ほか二筆	三沢市大字三沢字淋代平二八五五ほか二筆	三沢市大字三沢字庭構六〇五九ほか一筆	三沢市大字三沢字庭構四九の二〇〇ほか一筆	三沢市大字三沢字庭構四〇二九ほか三筆	三沢市大字三沢字庭構四九の四九二	三沢市大字三沢字淋代平二〇二二ほか一筆	三沢市大字三沢字庭構二九一七ほか三筆	三沢市大字三沢字淋代平一一六の二四五三ほか二筆	三沢市大字三沢字庭構一三六七ほか五筆	三沢市大字三沢字庭構五三七五	三沢市大字三沢字淋代平二九〇二	三沢市大字三沢字庭構四五三三

福田 大介	山下 喜吉美	古田 和之	松山 太助	松林 義喜	松林 義喜	松林 義喜	松林 義喜	松林 義喜	松林 義喜	松林 義喜	松林 義喜	株式会社西村牧場	株式会社西村牧場	株式会社西村牧場	赤沼 早希	高田 孝藏
三戸郡新郷村	三戸郡三戸町	三戸郡五戸町	三戸郡南部町	上北郡おいらせ町	上北郡おいらせ町	上北郡おいらせ町	上北郡おいらせ町	上北郡おいらせ町	上北郡おいらせ町	上北郡おいらせ町	上北郡おいらせ町	八戸市	八戸市	八戸市	上北郡おいらせ町	上北郡七戸町
三戸郡新郷村大字戸来字下柝棚上一三の一ほか一筆	三戸郡新郷村大字戸来字高畑下三四の一ほか三筆	三戸郡五戸町大字倉石中市字薬師前四〇の四	八戸市南郷大字大森字長森九五ほか二筆	上北郡おいらせ町向山東三丁目二七六八の一	上北郡おいらせ町立蛇一〇一ほか一筆	上北郡おいらせ町立蛇一〇九の三ほか一筆	上北郡おいらせ町向山三丁目三四二〇ほか五筆	上北郡おいらせ町向山三丁目三四二八	上北郡おいらせ町木ノ下西二の四四七のうちほか三筆	上北郡おいらせ町立蛇九七	上北郡おいらせ町木ノ下南二の一三二八ほか一筆	上北郡おいらせ町豊栄二丁目一九三六ほか四筆	上北郡おいらせ町豊栄一丁目二〇四〇ほか三筆	上北郡おいらせ町豊栄一丁目一九〇ほか九筆	上北郡おいらせ町木ノ下東三七八五の一ほか二筆	上北郡東北町字向平二〇八の一ほか五筆

公安委員会

山下 喜吉美	三戸郡三戸町	三戸郡新郷村大字戸来字山田一〇の一 ほか二筆
横田 堅悦	三戸郡新郷村	三戸郡新郷村大字戸来字白簾二二の一 ほか一筆
長野 秀光	三戸郡新郷村	三戸郡新郷村大字戸来字野月二八ほか 一筆
木村 傳次郎	三戸郡新郷村	三戸郡新郷村大字戸来字生水一九の二 ほか二筆
福田 大介	三戸郡新郷村	三戸郡新郷村大字戸来字下柵棚上九の 一
崩 孝至	十和田市	三戸郡新郷村大字戸来字雨池一四八の 一

青森県公安委員会告示第四十八号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第二條の規定により公示する。

令和二年四月二十七日

青森県公安委員会委員長 成 田 晋

- 一 講習の区分
法第二條第一項第二号に規定する警備業務に係る新規取得講習
- 二 実施期間及び実施時間
令和二年六月十五日（月）から同月二十二日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後四時五十五分まで（予定）
- 三 実施場所

四 青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館（予定）
受講定員 十七人（予定）

五 受講対象者

受講申込日において、次のいずれかに該当する者とする。

- 1 最近五年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- 2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- 3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一條第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

5 旧検定規則第一條第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

六 受講申込みの手續

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

令和二年五月十八日（月）から同月二十二日（金）までの間（予定）

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、

受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。)一通に、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書
(二) 五の2に該当する場合には、一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する場合には、二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証の写し

(五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料三万八千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 講習受講後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話〇一七―七二三―四二一一

2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県公安委員会告示第四十九号

警備業法(昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。)第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習(法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。))第七条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る講習。以下「追加取得講習」という。)を次のとおり実施するので、講習規則第二條の規定により公示する。

令和二年四月二十七日

青森県公安委員会委員長 成 田 晋

一 講習の区分

法第二條第一項第二号に規定する警備業務に係る追加取得講習

二 実施期間及び実施時間

令和二年六月十八日(木)から同月二十二日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後四時まで(予定)

三 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館(予定)

四 受講定員

三人(予定)

五 受講対象者

受講申込日において、受講しようとする警備業務(以下「当該警備業務」という。)の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)第四条に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第二十三條第四項の合格証明書(以下「合格証明

書」という。)の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。)第一条第二項に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

六 受講申込みの手續

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

令和二年五月十九日(火)から同月二十二日(金)までの間(予定)

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、

受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行う

こととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。)一通及び既に交付を受けている警備業務の区分に係る資格者証等の写しに、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(二) 五の2に該当する場合には、一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する場合には、二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証の写し

(五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料一万四千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 講習受講後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話〇一七―七二三―四二二一

2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

労働委員会

あつせん員候補者の氏名等

労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第四条及び労働委員会規則(昭和二十四年中央労働委員会規則第一号)第六十八条第一項の規定により、あつせん員候補者を次のとおり公示する。

令和二年四月二十七日

青森県労働委員会会長 大澤 一 實

氏名	職 業
大澤 一實	青森県労働委員会委員 (公益委員) 弁護士
岩谷 直子	青森県労働委員会委員 (公益委員) 弁護士
大矢 奈美	青森県労働委員会委員 (公益委員) 青森公立大学経営経済学部准教授
伊藤 佑輔	青森県労働委員会委員 (公益委員) 弁護士
細矢 浩志	青森県労働委員会委員 (公益委員) 弘前大学人文社会科学部教授
山内 裕幸	青森県労働委員会委員 (労働者委員) 全日通労働組合青森支部特別執行委員
小野 武司	青森県労働委員会委員 (労働者委員) 三八五労働組合中央執行委員長
谷川 浩二	青森県労働委員会委員 (労働者委員) 弘前愛成会病院労働組合執行委員長
内村 隆志	青森県労働委員会委員 (労働者委員) 日本労働組合総連合会青森県連合会会長
野坂 聡子	青森県労働委員会委員 (労働者委員) オールユニバース執行副委員長
北村真夕美	青森県労働委員会委員 (使用者委員) 株式会社青森経営研究所代表取締役社長
寺下 一之	青森県労働委員会委員 (使用者委員) 寺下建設株式会社代表取締役社長
藤本 和夫	青森県労働委員会委員 (使用者委員) 協同組合青森総合卸センター専務理事
斎藤 悦朗	青森県労働委員会委員 (使用者委員) 弘前航空電子株式会社顧問
小笠原 裕	青森県労働委員会委員 (使用者委員) 一般社団法人青森県経営者協会専務理事

前田 泰三	青森県労働委員会事務局局長
小坂 秀滋	青森県労働委員会事務局審査調整課長
其田 工	青森県労働委員会事務局審査調整課副参事

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円